

◆政府・平成21年度補正予算

遊具等環境整備、デジタルテレビ等整備
認定こども園整備・事業費など
単価・交付要綱等が判明

私立幼稚園関係の平成21年度補正予算についての交付要綱等が、文部科学省・厚生労働省より都道府県へ発出されましたので、その概要をお知らせいたします。

私立幼稚園にかかる主な内容は次のとおりです。

- 認定こども園整備事業
- 認定こども園事業費
- 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備
- 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

[今号は11枚]

認定こども園整備事業

1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型認定こども園への移行を前提とした保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第3条第2項に基づく幼保連携型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園 <文部科学省関係>
- ② 認定こども園法第3条第1項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 <文部科学省関係>
- ③ 認定こども園法第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（保育所機能部分が定員10人未満の場合は事業の対象外。） <厚生労働省関係>

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 施設の設置主体（事業者）

① 2(2)①の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。）

② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2(2)③の場合

社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

定員規模による定額

(2) 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 （改築・増改築の場合が対象）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。
- ② 平成22年度末までに幼保連携型の認定申請を行うこと。

ただし、平成22年度末までに幼保連携型認定こども園の認定申請を行わなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。

③ ①②を前提として、幼稚園型または保育所型の認定こども園となるために必要な施設整備についても補助対象とすること。

ただし、施設整備事業終了後に幼稚園型または保育所型の認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助額の返還を命ずること。

④ 幼保連携型認定こども園の認可保育所部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園になろうとする場合を含む。）については、保育所緊急整備事業（別添1）の規定に基づき整備を行うこと。

⑤ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、今回の対象となり得るものであること。

⑥ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分において、対象児童に年齢制限を設ける場合は、補助対象としないこと。

（3）財産処分について

① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年7月30日20文科初第490号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

② この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

認定こども園事業費

1 事業の目的

幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の事業に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分に関する事業に対し、事業費の補助を行う。

(2) 対象児童

- ① 保育所型認定こども園における本事業の対象児童は、幼稚園機能部分に入所している3歳から5歳の児童とする。
- ② 幼稚園型認定こども園における本事業の対象児童は、保育所機能部分に入所している児童であって、市町村が定める基準に基づく保育に欠ける児童とする。(定員10人未満の場合は事業の対象外。)

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 施設の設置主体(事業者)

- ① 保育所型認定こども園の場合
学校法人又は社会福祉法人
- ② 幼稚園型認定こども園の場合
社会福祉法人又は学校法人

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額(1人当たり月額)

年齢区分	保育所型認定こども園	幼稚園型認定こども園
4歳以上児	10,000円	12,000円
3歳児	10,000円	15,000円
1・2歳児	—	39,000円
乳児	—	72,000円

(2) 補助率

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

(注) 指定都市、中核市も市町村に含む。

4 対象経費

① 保育所型認定こども園の場合

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分にかかる事業費

② 幼稚園型認定こども園の場合

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分にかかる事業費

5 留意事項

次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- (1) 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、施設設備、職員配置、定員について、幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準、各自治体において定める認定基準を満たしていること。
- (2) 本事業は平成22年度までの間に限り実施するものであること。
- (3) 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分において、対象児童に年齢制限を設ける場合は、補助対象としないこと。

別添10

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

1 事業の目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 遊具等環境整備

施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備

② デジタルテレビ等整備

施設におけるデジタルテレビ等の整備

(2) 事業の実施主体

都道府県

(3) 事業者

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 遊具等環境整備	1施設当たり	2,000千円
② デジタルテレビ等整備		
ア デジタルテレビ	1施設当たり	245千円
イ アンテナ工事	1施設当たり	200千円

(2) 補助率

① 遊具等の整備

ア 認定こども園を構成する幼稚園 国1/2、事業者1/2

イ 上記以外の幼稚園 国1/3、事業者2/3

② デジタルテレビ等整備

幼稚園 国1/2、事業者1/2

4 対象経費

(1) 遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）

(2) デジタルテレビ等整備に係る経費

別添 1 1

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

1 事業の目的

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修や幼稚園・保育所の教職員の合同研修等に係る費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

教育の質を向上させるために行う、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施する。また、研修(都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

(2) 研修の対象者

認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等

(3) 事業の実施主体

都道府県

(4) 事業者

都道府県、市町村又は都道府県が適当と認めた者

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

研修参加教職員 1 人当たり 6, 250 円

(2) 補助率

国 1 / 2、都道府県、市町村又は都道府県が適当と認めた者 1 / 2

4 対象経費

認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

(5) 認定こども園整備等事業

○ 認定こども園整備事業

< 本体工事 >

ア 認定こども園を構成する幼稚園を整備の場合

認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

区分	基準額(1施設当たり)			
	A地区	B地区	C地区	D地区
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
定員20名以下	57,400	54,600	51,800	49,000
定員21～30名	60,200	57,400	56,000	53,200
定員31～40名	70,000	65,800	63,000	60,200
定員41～70名	79,800	75,600	71,400	68,600
定員71～100名	103,600	99,400	93,800	89,600
定員101～130名	124,600	119,000	112,000	107,800
定員131～160名	144,200	138,600	130,200	124,600
定員161～190名	163,800	156,800	148,400	140,000
定員191～220名	182,000	175,000	168,000	156,800
定員221～250名	201,600	193,200	183,400	172,200
定員251名以上	224,000	212,800	203,000	193,200

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

ア 認定こども園を構成する幼稚園を整備の場合

認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	1,148	2,044
定員21～30名	1,302	2,495
定員31～40名	1,736	3,024
定員41～70名	2,184	4,200
定員71～100名	3,080	6,300
定員101～130名	3,696	7,560
定員131～160名	4,620	9,450
定員161～190名	5,544	10,332
定員191～220名	6,468	12,054
定員221～250名	7,392	13,776
定員251名以上	8,316	15,498

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

○認定こども園事業費

単位:円

年齢区分	基準額(1人当たり月額)	
	保育所型幼稚園機能部分	幼稚園型保育所機能部分
4歳以上児	10,000	12,000
3歳児	10,000	15,000
1・2歳児	—	39,000
乳児	—	72,000

(6)認定こども園等の環境整備等事業

○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

<遊具等環境整備>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等	2,000

<デジタルテレビ等整備>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
デジタルテレビ (購入費、テレビ廃棄料、天吊り工事費)	245
アンテナ工事	200

○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

単位:円

	基準額(研修参加教職員1人当たり)
研修支援	6,250

2. すべての子ども・家庭への支援

	基準額
地域子育て創生事業	都道府県知事が必要と認めた額